

## 岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例

平成二十六年七月十五日条例第四十七号

改正 平成二十六年十二月二十二日条例第八十二号

改正 平成二十八年七月五日条例第四十三号

### (目的)

第一条 この条例は、北アルプス地区における山岳遭難事故が多発し、また、御嶽山の噴火に伴う甚大な被害が発生し、登山者並びにその家族及び関係者に深い悲しみを与え、かつ、遭難した登山者の捜索救助活動が、当該活動に従事する者にとって多大な労力を要するものであることに鑑み、北アルプス地区及び活火山地区（以下「北アルプス地区等」という。）の山岳に登山しようとする者に対し、登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底、山岳遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「北アルプス地区」とは、別表第一に掲げる地域をいう。

2 この条例において「活火山地区」とは、次に掲げる地域をいう。

- 一 御嶽山の火口域から四キロメートル以内の地域
- 二 焼岳の火口域から二キロメートル以内の地域
- 三 白山の火口域から四キロメートル以内の地域

3 この条例において「火口域」とは、現に噴火が発生し、若しくは噴火が想定されている活火山の火口又は火口が出現し得る領域として知事が定める区域をいう。

4 この条例において「登山者」とは、北アルプス地区等の山岳に登山する者で次に掲げる者以外のものをいう。

- 一 北アルプス地区等において、遭難した者の捜索救助活動に従事する者
- 二 北アルプス地区等の区域内に所在する山小屋その他登山者が登山をしている間に休憩又は休息を行う施設の運営に従事する者
- 三 北アルプス地区内に所在する索道施設の管理運營業務に従事する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、北アルプス地区等において、公益性が高いと認められる事業又は業務で規則で定めるものに従事する者

5 この条例において「登山活動団体」とは、山岳への登山を目的に結成された団体その他の山岳遭難の防止に関する活動を行う団体で規則で定めるものをいう。

### (県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を達成するため、北アルプス地区等の山岳への登山に関し注意すべき情報を登山者に提供することその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、第五条第一項の規定による届出によって登山計画の内容を明らかにすることが、山岳遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化に資するものであることについて、登山者に周知するよう努めなければならない。

### (登山者の責務)

第四条 登山者は、登山は自己責任で実施するものであることを認識し、登山しようとする山岳の特性及び火山活動の状況並びに自己の技能及び健康状態を十分に把握した上で綿密な登山計画を作成するとともに、当該計画に基づいた装備品等を携帯して登山しなければならない。

2 登山者は、登山している間は、気象状況、火山活動の状況その他の環境及び体調の変化の把握に努めるとともに、当該環境及び体調の変化に応じて安全に行動するよう努めなければならない。

3 登山者は、県が提供する登山に関する情報について、その内容を十分に理解した上で登山しなければならない。

(登山の届出)

第五条 登山者は、登山しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 登山者の住所、氏名、性別及び年齢
  - 二 登山の期間及び行程
  - 三 装備品、飲料水及び食糧の内容
  - 四 緊急時における連絡先
  - 五 無線等の通信手段の状況
  - 六 山岳への登山を目的に結成された団体等への加入の有無及び当該団体等の名称等
  - 七 山岳遭難者の捜索救助費用に充てるための保険への加入の有無及び当該保険の名称
  - 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の場合において、登山者が前項各号に掲げる事項を登山計画書、入山届その他の書面を提出することその他規則で定める方法により登山活動団体又は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める県の行政機関に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。
- 一 北アルプス地区又は第二条第二項第二号に掲げる地域の山岳に登山する場合 富山県又は長野県
  - 二 第二条第二項第一号に掲げる地域の山岳に登山する場合 長野県
  - 三 第二条第二項第三号に掲げる地域の山岳に登山する場合 石川県又は福井県
- 3 前二項の場合において、複数の登山者により構成される集団が同一の行程で登山するときは、当該集団を構成する登山者のうち一人の者がこれを代表して届け出ることができる。

(事務の委託)

第六条 知事は、前条第一項の規定による届出（同条第三項の規定による届出を含む。）の受理、当該届出に係る事実の確認のための措置その他の当該届出に係る事務の一部を知事が指定する法人その他の団体に委託することができる。

(過料)

第七条 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして北アルプス地区（四月十六日から十一月三十日までの間にあっては、北アルプス地区のうち別表第二に掲げる区域）又は活火山地区（第二条第二項第一号及び第二号に掲げる地域のうち火口域から一キロメートル以内の区域に限る。）の山岳に登山した者は、五万円以下の過料に処する。

注 平成二十八年七月五日条例第四十三号により、条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の第一条の規定による改正後の岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第二項第三号に掲げる地域における登山者の動向及び新条例第五条第一項の規定による届出の状況を勘案した上で、施行日の翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行

第七条中「第二条第二項第一号及び第二号に掲げる地域のうち火口域から一キロメートル以内の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 御嶽山の火口域から一キロメートル以内の区域
- 二 焼岳の火口域から一キロメートル以内の区域
- 三 白山の火口域から二キロメートル以内の区域

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年十二月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の北アルプス地区における登山者の動向及び第五条第一項の規定による届出の状況を勘案した上で、施行日の翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に北アルプス地区の山岳に登山している者については、この条例は、適用しない。

附 則（平成二十六年十二月二十二日条例第八十二号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例附則第一項ただし書に規定する日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に活火山地区の山岳に登山している者については、改正後の岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の規定（第七条の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年七月五日条例第三十四号）

- 1 この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の第一条の規定による改正後の岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第二項第三号に掲げる地域における登山者の動向及び新条例第五条第一項の規定による届出の状況を勘案した上で、施行日の翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新条例第二条第二項第三号に掲げる地域の山岳に登山している者については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

焼岳山頂を起点とし、同所から岐阜県と長野県との境界に沿って北東進し奥穂高岳山頂に至り、同所から当該境界に沿って北進し樫（もみ）沢岳山頂に至り、同所から稜線を南西進し弓折岳山頂、大ノマ岳山頂及び抜戸岳山頂を通過して笠ヶ岳山頂に至り、同所から稜線を南進し雷鳥岩及びクリヤノ頭を通過して錫（しやく）杖岳山頂に至り、同所から起点に至る線に囲まれた地域（活火山地区及び中部山岳国立公園千石平園地のうち知事が定める区域を除く。）並びに樫沢岳山頂を起点とし、同所から当該境界に沿って北西進し双六岳山頂に至る線から五十メートル以内の地域

別表第二（第七条関係）

- 一 西穂高・奥穂高区域 西穂高岳山頂を起点とし、同所から岐阜県と長野県との境界に沿って北東進し奥穂高岳山頂に至る線から五十メートル以内の区域
- 二 滝谷区域 滝谷を中心とした地域で知事が定める区域
- 三 穴毛谷区域 穴毛谷を中心とした地域で知事が定める区域